

## 美馬市社協協町ホームヘルパーステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人美馬市社会福祉協議会が設置する美馬市社協協町ホームヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護ならびに介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）（以下「事業」という。）は、高齢者が要介護状態又は事業対象者・要支援認定相当状態となった場合においても、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者等（以下「訪問介護員等という」）による適正な事業を提供することを目的とする。

### (指定訪問介護運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるように努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目的を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

### (介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）の方針)

第3条 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

- 2 事業の実施に当たっては、介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）の実施手順に関する具体方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービス目標、内容、実施機関を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリングの結果を指定介護予

防支援事業者への報告することとする。

- 3 事業実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、利用者の意志及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 美馬市社協脇町ホームヘルパーステーション  
所在地 徳島県美馬市脇町大字脇町 1265 番地 1
- (2) サテライト事業所  
名称 美馬市社協脇町ホームヘルパーステーション木屋平出張所  
所在地 徳島県美馬市木屋平字谷口 257 番地 4

(訪問介護員等の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する訪問介護員等の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(兼務・常勤)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 6名以上(常勤)  
サービス提供責任者は次に掲げる業務を行うものとする。
  - ① 指定訪問介護の利用の申し込みに対する調整を行う。
  - ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を的確に把握する。
  - ③ サービス担当者会議への出席等により、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業所等との連携に努める。
  - ④ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標および援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達する。
  - ⑤ 訪問介護員の業務の実施状況を把握する。
  - ⑥ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理を行う。
  - ⑦ 訪問介護員に対する研修、技術指導等を行う。
  - ⑧ その他サービス内容の管理について必要な業務を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当るものとする。
- (3) 訪問介護員等 15名以上(非常勤)  
訪問介護員等は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - ① サービス提供後、利用者の心身の状況等についてサービス提供責任者に報

告を行う。

- ② 前項第4号に規定するサービス提供責任者からの情報伝達を受ける。
- ③ 前項第7号に規定するサービス提供責任者が行う研修、技術指導を受ける。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) サービス提供
  - ① 営業日は、毎週月曜日から日曜日までとする。
  - ② 営業時間は、24時間営業とする。
- (2) サービス受付
  - ① 営業日は、毎週月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日及び、12月29日から1月3日までを除く。
  - ② 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
  - ③ 上記の営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
  - ① 食事の介護
  - ② 排泄の介護
  - ③ 衣類着脱の介護
  - ④ 入浴の介護
  - ⑤ 身体の清拭、洗髪
  - ⑥ 通院等の介助
  - ⑦ その他必要な身体の介護
- (3) 生活援助に関する内容
  - ① 調理
  - ② 衣類の洗濯
  - ③ 住居等の掃除
  - ④ 生活必需品の買い物
  - ⑤ 関係機関との連絡
  - ⑥ その他必要な家事
- (4) 生活等に関する相談  
生活、身上、介護に関する相談、助言
- (5) 外出時における移動の介護  
外出時の移動の介護等外出時の付き添いに関する事( (2) の一環として行われる外出時の付き添いを除く。 )
- (6) 全各号に掲げる便宜に付帯する便宜
- (2)から(5)に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービスの内容)

第8条 介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)の内容は次のとおりとする。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)計画の作成

(2) 訪問型サービスⅠ・・・1月に 5回

(3) 訪問型サービスⅡ・・・1月に 9回以上

(4) 訪問型サービスⅢ・・・1月に 13回以上

(5) 訪問型サービスⅣ・・・1月に 4回まで

(6) 訪問型サービスⅤ・・・1月に 8回まで

(7) 訪問型サービスⅥ・・・1月に 12回まで

(利用者から受領する費用の額)

第9条 利用料の額は、介護報酬告示上の額もしくは美馬市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業支給費の額等を定める要綱に記載された額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 前項に定める額のほか、利用者の希望により通常の事業の実施地域以外の地域において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費として、事業所から1キロメートル当たり15円徴収する。

3 指定訪問介護を利用する当日にキャンセルした場合には、利用者又はその扶養義務者から、キャンセル料として訪問介護基本利用料金の10%の支払いを受けるものとする。

4 前項の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその扶養義務者に対して説明した上で、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は美馬市内とする。

(衛生管理等)

第11条 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業者は当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対処方法)

- 第12条 事業の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合には、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
  - 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

- 第13条 提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるものとする。
- 2 社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う苦情の解決のための相談等にできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

- 第14条 訪問介護員等は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 訪問介護員等が得た利用者の個人情報については、訪問介護員等での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者の人権の擁護虐待の発生又はその再発を防止等ため、必要な体制の整備を行うとともに、訪問介護員等に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に対し周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所訪問介護員等又は養護者(利用者

の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護「事業」の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第17条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 訪問介護員等に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、訪問介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、訪問介護員等との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、訪問介護員等、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

4 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する必要事項は社会福祉法人美馬市社会福祉協議会会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年 3月 1日から施行する。

この規程は一部改正し、平成18年 4月 1日から適用する。

この規程は一部改正し、平成19年 4月 1日から適用する。

この規程は一部改正し、平成22年 4月 1日から適用する。

この規程は一部改正し、平成22年 5月10日から適用する。

この規程は一部改正し、平成26年 4月 1日から適用する。

この規程は一部改正し、平成27年 2月 1日から適用する。

この規程は一部改正し、平成27年 4月 1日から適用する。

この規程は一部改正し、平成27年 7月 1日から適用する。

この規程は一部改正し、平成28年4月1日から適用する。

この規程は一部改正し、平成28年12月1日から適用する。

この規程は一部改正し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は一部改正し、平成30年4月1日から適用する。

この規程は一部改正し、令和2年4月1日から適用する。

この規程は一部改正し、令和3年4月1日から適用する。

この規程は一部改正し、第17条第4項については令和4年4月1日から、第2条第5項・第11条・第15条第1項・第16条については、令和4年10月1日から適用する。